

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 競争的対話の議題および議事録（令和5年5月31日公表）

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
1	要求水準書(案)	再構築対象施設の更新と大規模修繕	1	1章	2	(13)		再構築対象施設の更新と大規模修繕の定義及び各設備ごとの事例について確認させていただきます。	<p>以下に示す(1)更新の定義、(2)大規模修繕の定義、及び(3)大規模修繕の事例については、ご理解のとおりです。事業者の提案をもとに市がSM計画を立案しますので、事業者の提案においては、「様式 I-2-3(別添2)更新費・大規模修繕費の年度別内訳表」に更新及び大規模修繕に位置づけられる項目を明記してください。事業者提案上、更新及び大規模修繕と位置づけられた項目に関しては、本事業範囲外として市側で別途対応します。</p> <p>(1)更新の定義 ・SM資産台帳に記載される資産が劣化して使用に耐えられなくなったものを撤去・破棄し、代わりに新しいものを設置すること。</p> <p>(2)大規模修繕の定義 ・SM計画に記載する小分類施設における「機器交換」「状態把握のための機器整備」「延命化対策」 ・小分類施設における主要機器（設備機能の大部分を担う機器）の更新</p> <p>(3)大規模修繕の事例 ①電気設備 ・受変電設備（受電盤、動力変圧器盤等）：主要機器の更新 ・監視制御設備（コントローラ、監視PC等）：主要機器の更新 ・計装設備（濁度計等）：主要機器の更新 ②機械設備 ・弁類：延命化対策 ・ポンプ、プロワ類：延命化対策、状態把握 ・掻奇機：主要機器の更新 ・水処理設備：主要機器の更新 ③土木建築設備 ・土木躯体：小分類項目の更新、延命化対策 ・建築設備：小分類項目の更新</p>
2	要求水準書(案)	用語の定義	2	1章	2	(27)		<p>背景・趣旨 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.65に「部分着工は原則として認めない」との記載がありました。 全体工程を適切に見積もるため、以下の点について、ご教示願います。</p> <p>確認 旧汚泥処理施設の撤去と新水処理施設の建設は別のフェーズと考え、旧汚泥処理施設の撤去は撤去に関する詳細設計が完了し、市の同意を得ることができれば、新水処理施設の詳細設計と平行して、撤去工事に着手することは可能と理解してよろしいでしょうか。 (過去に周南市より提供されている事業工程表においても旧汚泥処理施設の撤去と新水処理施設設計が平行しています)</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	要求水準書(案)	送風機設備	6	2章	2	図2.1		<p>背景・趣旨 既設設備を撤去することで既設設備の改修が発生するため、残置か撤去を確認させて頂くものです。</p> <p>確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.69,73において送風機等の改築後不要となる既存設備の機械・電気設備の撤去も“業務範囲内”との回答がありましたが、電気設備で一部機能が残る場合は残置でよろしいでしょうか。 (例1:コントロールセンターの一部負荷が残る場合、不要ユニットは残置でしょうか、それとも撤去でしょうか) (例2:補助継電器盤の一部回路が残る場合、不要回路は残置でしょうか、それとも撤去でしょうか)</p>	<p>残地、撤去どちらでも問題ありません。</p>

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
4	要求水準書(案)	返流水の先行	6	2章	2	図2.1		<p>背景・趣旨 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.70があります。 質問:『汚泥処理設備からの返流水が1系最初沈殿池に流入するように示されていますが、別紙5新汚泥処理棟のフローシートでは先行が沈砂池と示されています。どちらが正でしょうか。また、新水処理施設でも返流水を受け入れる必要がある場合、返流水量、水質、取合いおよびその条件(ポンプ圧送or自然流下)等を明示願います。』 回答:『前段については、「別紙5」が正です。図2.1(本処理場処理フロー)を修正します。後段について、返流水に関する条件は、配付済DVDの「平成30年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務」をご参照のうえ、応募者側でご検討ください。』 一方で配布資料/平成22年度周南市徳山中央浄化センター汚泥処理設備工事その3機械設備工事完成図書配管図では先行が1系最初沈殿池流入水路になっています。</p> <p>確認 改めて、現状の返流水の先行をご教示お願いします。 また、新水処理施設で受け入れる必要があるかどうかについてもご教示お願いします。</p>	前段について、計画では沈砂池となっていました。現状は1系流入水路となっています。後段については、新水処理施設での受け入れが必要となります。
5	要求水準書(案)	既存施設の活用	7	2章	2	表2.4		<p>既存施設の機械設備・電気設備の撤去数量の算定について、周南市様より「撤去数量の積算根拠に係わる数量計算書等について、市として保有している資料はなく、これまでに公表している資料及び追加の閲覧資料が全てとなります。」と回答を頂きました。公表資料や追加閲覧資料で機械設備・電気設備の撤去数量を算定できないものは、現地調査を実施するなどにより撤去費を算定することが必要であり、市の公開資料に基づく計画値と撤去実績値での費用積算も想定されないお考えでしょうか。</p>	機械設備・電気設備の撤去費用については、事業開始後の現地調査において、増減が発生する場合、積算対象とするように考えています。積算の対象は、契約時に提出される撤去費用の積算資料に基づくものと考えています。
6	要求水準書(案)	維持管理業務における汚泥処理施設の対象及び開始時期	9	2章	3	2		<p>質問事項 要求水準書P9に、維持管理範囲は「既存汚泥処理施設〃〃」、新汚泥処理施設〃〃とあります。 また、要求水準書P11に、事業期間として「令和6年10月～令和32年3月(約26年間)(予定)維持管理期間」と記載されております。 現地確認の状況を踏まえ、改めて新汚泥処理施設の供用開始時期の提示をお願い致します。 また、仮に、新汚泥処理施設の供用開始時期が令和6年4月より遅れる場合、維持管理期間が変更となるのか、新汚泥処理施設供用まで対象が既存汚泥処理施設に変更となるのかご教示願います。</p>	新汚泥処理施設は令和6年4月から供用を開始する予定です。本事業における新汚泥処理施設の維持管理開始時期は、要求水準書(案)記載の令和6年10月から変更する予定はありません。
7	要求水準書(案)	流入渠・導水渠の切替	9	2章	3	2	表2.6	<p>背景・趣旨 要求水準書(案)P.9/2.3対象事業の範囲/表2.6事業範囲に 水処理施設の再構築範囲の注記として『既設耐震補強及び流入渠、導水渠等の工事を 含む。』とあります。 また、要求水準書(案)P.48/4.4土木施設に関する要件/4.4.4導水渠に 『1)導水渠は、計画下水量(分流式は計画時間最大汚水量、合流式は雨天時計画汚水量)を流下させる断面とすること。』 『6)地震等の被災時や補修点検等の長期停止期間においても導水機能を確保するための代替施設について提案すること。』とあります。</p> <p>確認 本要求水準書(案)において、流入渠とは場外から新水処理施設へ導く2系(分流)用の水渠、導水渠とは1系(合流)を高級処理するために汚水ポンプ室から新水処理施設へ導く水渠と理解しますが、間違いはないでしょうか。</p>	導水渠については、ご理解のとおりです。流入渠に関しては、流入水路の間違いのため、要求水準書の図の表記を一部修正します。
8	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	表2.6	<p>背景・趣旨 「募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)」のNo.78に、「表2.5や別紙2に示していない植栽等も環境整備業務となるため、一式と表記しています」とあります。</p> <p>確認 本業務に含まれるものの、示されていない施設及び業務をご教示願います(マンホールポンプ場の運転管理業務も本業務の対象の場合、対象施設及び業務をご教示願います)。</p>	マンホールポンプ場はありません。質問回答のとおりです。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
9	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	表2.6		背景・趣旨 外部発注していた、沈砂池、最初沈澱池、濃縮槽及び汚泥ピット等の槽清掃作業に関して発注仕様が不明確です。 確認 毎年約50～100万円程度にて発注されているようですが、各槽清掃作業の発注仕様を開示していただけませんか。	参考資料を別途開示します。
10	要求水準書(案)	事業範囲	10	2章	3	2	図2.2		汚水ポンプ室から監視制御室に繋がる管廊は再構築対象施設となっておりますが、現在、使用されているのでしょうか。また、現在使用されている場合、どういった用途で使用されているかご教示ください。	汚水ポンプ室から監視制御室に繋がる管廊は、現在も使用している配線、配管が布設されています。対象箇所は、硫化水素の発生区域のため、立入禁止としています。
11	要求水準書(案)	事業範囲	10	2章	3	2	図2.2		背景・趣旨 要求水準書(案)P.10 図2.2事業範囲(事業開始時)に、塩素混和池の南側にある大きな枡から放流渠の密閉マンホール(2500×2500×2000)までが再構築対象施設とされています。 また、同密閉マンホールに接続している吐口までの放流渠は既存施設とされています。 確認 ①閲覧資料の場内排水平面図によると、今回再構築対象施設とされているφ1500RCPに場内排水の流末が接続されており(No.5 1号人孔からφ300の管が接続されている)、φ1500RCPを撤去すると場内排水の排出先がなくなってしまいます。これらを踏まえ、今回、当該区間を再構築対象施設とされておられるのでしょうか。 ②当該区間を再構築施設とする場合、No.5 1号人孔から密閉マンホールまで場内排水管を新たに設置する必要があります。No.5 1号人孔の高さや新設する排水管の径、排水経路などについてご教示頂くことは可能でしょうか。 ③今回の新水処理施設の処理水を既存施設の放流渠に接続するために上記密閉マンホールを利用して接続するように考えています。その場合、要求水準を満たし貴市の意図に沿った内容かどうかご確認願います。	①については、場内排水の接続先、水処理施設の放流先として再構築の対象となることから、事業者で提案してください。 ②については、閲覧資料で確認が可能です。 ③については、ご理解のとおり、既設の流用は可能です。
12	要求水準書(案)	放流渠の耐震性	10	2章	3	2	図2.3		図2.3の再構築後完成予想図では、放流渠に対して、既存施設の着色が行われています。この既設放流渠の耐震性は有していると考えてよろしいでしょうか。また、仮に耐震性を有していない場合、その対応について、貴市のお考えをお聞かせください。	既設放流渠は、現行基準の耐震性能を有していませんが、今回の事業範囲ではありません。ただし、技術提案により、耐震補強を行うことは問題ありません。
13	要求水準書(案)	既設汚泥処理施設撤去開始時期	11	2章	4				質問事項 要求水準書P11に、事業期間として「令和6年1月～令和13年9月(約8年間)(予定)設計・建設期間(撤去設計・工事を含む)」と記載されております。 また、要求水準書(案)に関する質問回答(令和4年10月28日公表)No592において、「新汚泥処理施設の稼働開始時期をご教示お願い致します。」との質問には、「令和6年4月の予定です。」との回答をいただいております。 既設汚泥処理施設の撤去開始時期は、新汚泥処理施設供用開始以降と想定しておりますが、設計・建設工程が非常に厳しい見通しであること、及び、現地確認の状況を踏まえ、改めて新汚泥処理施設の供用開始時期の提示をお願い致します。 また、仮に、新汚泥処理施設の供用開始時期が令和6年4月より遅れる場合、要求水準書記載の設計・建設期間を見直されるのでしょうか。	新汚泥処理施設は、令和6年4月から供用を開始する予定です。 要求水準書(案)記載の供用開始時期から遅れる計画ではないため、要求水準書(案)記載の設計・建設期間を見直す予定はありません。
14	要求水準書(案)	事業期間	11	2章	4				今回の設計・建設業務の工期設定の考え方について下記のとおり御教示ください。 1) 貴市HP掲載の「令和3年6月8日付け環境建設委員会資料」に示された事業スケジュールでは新水処理施設供用開始が令和13年となっていることに対し、今回の要求水準(案)では撤去工事も含めた全工事の完了が令和13年9月となっています。今回の要求水準で見込んでいる撤去工事期間について御教示ください。 2) 労働基準法が改正され、時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用される令和6年(2024年)から実質的にスタートする今回事業においても、貴市試行要領(令和4年5月1日制定)にある「週休2日モデル工事」の対象工事という理解でよろしいでしょうか。対象工事の場合、工期設定で見込まれている現場閉所率を御教示ください。	1) 既存汚泥処理施設及び既存水処理施設の撤去期間として、それぞれ1年を想定しています。 2) 週休2日モデル対象工事とします。また、現場閉所の想定としては週休2日(4週8休以上)を見込むものとします。

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
15	要求水準書(案)	処理水質	39	4章	1	2	表4.2	「()は目標とする水質を示しており、下水道法施行令上の計画放流水質ではない」とありますので、下水道法施行令上の計画放流水質を確認します。また、10/28質問回答No.213に「流総計画における計画処理水質のT-N=10mg/L、T-P=1.0mg/Lは、計画放流水質を満足するための運転目標」との記載がありますが、この値の取扱についても確認します。	本処理場の放流水質基準として、下水道法、水濁法や県による上乘せ基準等があり、それを遵守できるよう各水質項目(BOD、COD、SS、T-N、T-P)の要求水準を定めています。()は、あくまで下水道法施行令で定められる計画放流水質以外の項目とご理解ください。なお、要求水準書中の表現を一部修正します。
16	要求水準書(案)	し尿・浄化槽汚泥	40	4章	1	3		「計画受入量は50kL/日で週5日受入し、水処理への負荷を均一にするために受け入れたし尿は毎日水処理へ1時間程度で最初沈殿池へ移送するものとして計画している。」と記載されていますが、し尿・浄化槽汚泥の性状より、1度に1時間で流入すると水処理への影響が大きいと考えます。現状の移送方法についてご教示ください。	既設の運転は、貯留槽が満杯になる前に移送しています。1日に50m3/日以上流入する場合があります。1度に全量を移送するのではなく、1回あたり15m3程度を移送し、数時間の間隔で4～5回程度に分けて、日中に移送しています。
17	要求水準書(案)	既設躯体流用時の耐震性能	41	4章	2	1		既設躯体及び基礎共に耐震性能2'ではなく、耐震性能2を確保する必要があるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書(案)	管理棟	41	4章	2	2	1)	背景・趣旨 「H28年度実施設計業務 建築編 管理棟」の諸室面積表(P17)では便所が共用部に算入されていますが、「下水道事業の手引き」の交付対象範囲の面積の資料では洗面所が便所にあたるように読み取れます。 確認 洗面所を便所として面積を算出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	地産品の購入促進	42	4章	2	6		「周南市内又は山口県内の地産品購入」とありますが、地産品の定義に、周南市内又は山口県内のプラント及び工場で製造される材料(例:生コンクリート、鉄筋、PHC杭、コンクリート二次製品等)も該当しますでしょうか。また、地域への貢献に関する提案事項の対象にも、前述のような周南市内又は山口県内の地産品を含むという解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。	地産品の定義として、例に挙げられたような周南市内又は山口県内のプラント及び工場で製造された資材も該当します。また、「事業提案に関する様式IV-2」に費用分担額を記載する地域貢献に関する提案事項の対象としても、前述のような、周南市内又は山口県内のプラント及び工場で製造された資材を含むという解釈で問題ありません。
20	要求水準書(案)	監督員事務室等の用地について	43	4章	2	9		建設期間中、本施設の維持管理動線及び工事車両動線を考慮すると、場内の敷地内に、監督員事務室(工事現場事務所含む)を設置することができないことが想定されます。本施設内、もしくは施設周辺に借用できるような用地または事務室がありますでしょうか。無い場合は、施設外となっても良いでしょうか。御教示ください。また、現状、施設職員の方々が駐車されているスペース(場内道路上など)も工事範囲の対象となる為、駐車スペースが無くなりますが、建設期間中の代替駐車場は想定されていますでしょうか。想定されていない場合、事業者側で施設外に用意する必要がありますでしょうか。用意する必要がある場合は車両台数も含め、御教示ください。尚、事業者側で用意する際の借地費用は追加変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。併せて御教示ください。	本施設内、もしくは施設周辺に代替利用できるような用地、事務室はありません。監督員事務室は極力施設内を望みますが、やむを得ない場合は協議とします。また、職員の駐車スペースの代替用地は想定しておらず、現行の施設運営業務を維持しながらスペースを確保できるような提案を期待しているので、市の職員と維持管理業者の駐車スペース(23台程度)を最優先として確保した提案内容としてください。また、仮に施設外に駐車スペースを借地し、設けた場合においても、費用は設計変更対象とはしません。
21	要求水準書(案)	地質調査 地下埋設物調査	44	4章	3	1	2) 4)	設計段階における地質調査および地下埋設物調査の結果が、既往調査からの想定と大幅に変わっていた際の対応について確認します。	既往調査の結果で確認できなかった地質状況の相違による施工方法の変更等については、設計変更協議に応じます。
22	要求水準書(案)	土壌汚染の事前調査	44	4章	3	1	4)	新水処理施設関連用地および既存水処理施設用地に係る土壌汚染についての事前調査は行っていないとの質問回答でしたが、この土壌汚染の事前調査の取扱について確認します。	今回の事業では土壌汚染の事前調査は必要ないと判断していますが、残土搬出において、搬出先基準を満足するか等の土質調査が必要になる場合、調査費用は市の負担とします。
23	要求水準書(案)	ブロック塀の更新及び木の伐採	45	4章	4	1	6)	要求水準書には「本業務の再構築及び撤去施設周辺の外構工事を行うこととし、本施設の維持管理動線を考慮した道路計画、場内雨水排水計画、植栽計画を立案すること。」とありますが、外構の更新(フェンス等への更新)は必須であると理解してよいでしょうか。また既存の植栽を伐採可能という理解でよいでしょうか。	ブロック塀に関しては、市の所有物でないため(隣接工場の所有物)、撤去の判断を市側で行うことはできません。事業開始後に市を介して隣接工場との協議を行うことは可能ですが、現段階では、現況復旧する見込みで計画しておいてください。なお、フェンスへの更新は隣接した工場内が見えるようになるため、不可とします。植栽に関しては、新たな植栽設置を想定していませんので、伐採可能です。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
24	要求水準書(案)	土木施設に関する要件 一般事項	45	4章	4	1	9)		背景・趣旨 現在施工中の汚泥処理施設建設において、掘削土を埋め戻しに流用できない事例があったと聞いています。 適切な汚泥処理計画の立案と工事見積を行うため、以下の点について、ご教示願います。 確認 もし流用できない例があった場合、どういった理由で流用ができなかったかご教示願います。	汚泥処理施設の工事において、このような事例は確認されていません。
25	要求水準書(案)	事前調査	45	4章	4	2			背景・趣旨 本事業エリアは地下水位が高い為、躯体構築及び既設撤去にはディープウェルが必要と考え計画しています。 確認 ディープウェルの設置本数・位置を計画するにあたって、現在は平成27年度のボーリング柱状図3カ所を参考にしています。安全性の確保及び、より精度の高い計画を実施するため、他に当該地盤の透水係数がわかる地質調査報告書があればご提示願います。	該当する資料はありません。
26	要求水準書(案)	土木構造物 仮設 既存施設撤去に関する要件 仮設物	45 49 72	4章 4章 4章	4 4 9	3 6 4			背景・趣旨 本事業エリアは既存の稼働施設等と近接している為、既存施設基礎杭の撤去および撤去新設には鋼矢板土留めが必要と考え計画しています。 確認 詳細設計において鋼矢板引抜きにより稼働施設への影響が懸念されることが判明した場合の、鋼矢板の処理についてご教示願います。 ①鋼矢板を残置することの可否 ②鋼矢板残置が可能である場合、鋼矢板天端部の処理方法(例えば、GL-1.5mまで撤去など)	各種施設に影響のない条件で残置することは可能です。その場合、市と事前協議が必要となります。また、対外的に残置の妥当性を説明できる資料を用意してください。残置する条件として、鋼矢板天端部をGL-1.5mまで撤去としてください。
27	要求水準書(案)	導水渠	48	4章	4	4	1)		背景・趣旨 要求水準書(案)P.48/4.4.4導水渠/1)に『導水渠は、計画下水量(分流式は計画時間最大汚水量、合流式は雨天時計画汚水量)を流下させる断面とすると。』とあります。 確認 第1系統(合流)において、高級処理用の場内汚水ポンプ～新水処理施設の導水渠については、計画時間最大汚水量(23,300m ³ /日)を流下させる断面とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書(案)	管理棟	51	4章	5	4	1)	(イ)	背景・趣旨 要求水準書p51 4.5.4 1)(イ)「各室の用途及び規模は、交付対象基準以内とし」とあります。 確認 「下水道事業の手引き」の交付対象範囲の面積の資料では台帳倉庫は管理制御室の面積に含まれ、必要規模となっています。参考に現状の台帳倉庫の面積を教えてくださいませんか。あるいはどの程度の台帳を保管する必要があるか教えてくださいませんか。	現状の中央監視室における台帳倉庫の面積は、概ね110㎡程度です。
29	要求水準書(案)	管理棟	51	4章	5	4	1)	(イ)	背景・趣旨 要求水準書p51 4.5.4 1)(イ)「各室の用途及び規模は、交付対象基準以内とし」とあります。令和4年10月28日の質疑回答No.2611において「会議室については、1クラス程度の人数の受入れを想定とあります。 確認 1クラスを40人と想定すると交付対象基準内の面積では狭いと思われませんが、基準以内の面積を確保すればよろしいでしょうか。あるいは基準面積をオーバーしても1クラス程度の人数の受入れが可能な計画とする必要がありますでしょうか。	後者としてください。なお、交付対象範囲と範囲外(補助対象と単独)の区分を説明できる資料が必要です。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
30	要求水準書(案)	管理棟	51	4章	5	4	2)	(7)	背景・趣旨 要求水準書p51 4.5.4 2)(ア)事務室の計画に必要な条件をご提示願います。 確認 事務室に設置を予定されている什器、事務機器の種類、寸法、台数をお教え願います。 想定で結構です。(事務室の計画を行うため)	想定できませんので、人数を参考に提案してください。
31	要求水準書(案)	管理棟	51	4章	5	4	2)	(オ)	背景・趣旨 要求水準書(案)p41 4.2.2 1)「仮眠室、更衣室、湯沸室、浴室・脱衣室、洗面所は管理棟の基幹事業の交付対象範囲となる基準を参考として、必要規模を設定すること」とあります。 確認 仮眠室、更衣室、浴室・脱衣室、作業員控室は維持管理の委託事業者の作業員用と考えてよろしいでしょうか。また別途市職員用の控室、更衣室、浴室は必要でしょうか、市職員用の室を設ける場合、交付対象範囲に含まれるでしょうか。 交付対象範囲を超えた面積とすることも可能でしょうか。	交付対象範囲は、市職員用です。なお、交付対象範囲と範囲外(補助対象と単独)の区分を説明できる資料が必要です。
32	要求水準書(案)	処理水再利用設備	62	4章	6	6			「処理水再利用設備は、水利用計画及び既設の処理水再利用設備状況を踏まえた上で」と記載されますが、再構築施設において設置する処理水再利用設備の容量を確定するために、既設の処理水再利用設備の情報(用途、水量、頻度等の水利用計画)についてご教示ください。	処理水の用途は、「場内用水」となります。既設の「沈砂池施設」、「合流改善施設」、「汚水ポンプ室」、「機械濃縮棟」、「新汚泥処理施設」に必要な水量として、合計で1,000 L/分を見込んでいます。
33	要求水準書(案)	受変電設備	63	4章	7	2			背景・趣旨 一般的に試運転時の負荷電源はプラントから供給いただいております。確認させていただきます。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.163において、「試運転時の電源は、事業者側で確保してください。」とありますが、これは工事電源(電灯、掘削機など)の電源を指すと理解しました。試運転時の負荷の電源はプラントから供給いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、試運転計画において、期間や使用量等を事前に提示する必要があります。また、総合試運転時の電気料金は、事業者負担です。
34	要求水準書(案)	合流汚水流入量の把握	64	4章	7	6	4)		質問事項 要求水準書(案)「合流汚水流入量(高級処理及び高速ろ過処理)を把握するため、流量計を設置すること。」に関する質問回答(10月28日公表)No.440 『「高級処理」は新水処理施設への流入量、「高速ろ過処理」は合流改善施設への流入量をそれぞれ指し、合流改善施設の流入量は、既存の流量計で把握できるため、新たに設置する流量計は、汚水ポンプから新水処理施設の間に設置するものと考えてよろしいでしょうか。』という質問に対し、 『ご理解のとおりです』との回答があります。 既設施設の状況は、現場確認等により以下のように把握しています。 1. 合流改善施設放流水路に設置されている別紙3-1⑤の流量計(面速式)は、設置位置に問題があり、精度が低いものとなっています。 2. 別紙3-1には記載がありませんが、高級処理への流入量は、汚水ポンプからの送水管に電磁流量計が設置されており、これで把握するものとなっています。経過年数が経っており、更新が推奨される状況と考えます。 以上から、今回の再構築では、以下のように計画すべきと考えますがよろしいでしょうか。 1. 別紙3-1⑤の流量計(面速式)は、放流水路の撤去と合わせて撤去する。 2. 高速ろ過処理への流入量は、汚水ポンプからの送水管に新規で電磁流量計を設置する。 3. 高級処理への流入量は既設の電磁流量計で把握。この場合、更新必要でしょうか。	1. 2. の計画については、要求水準を満足すると考えます。 3. については、更新が必要です。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
35	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(コ)	<p>背景・趣旨 既設監視制御設備のメンテは既設メーカー及びその保守会社のみが対応可能です。公平性の観点から“業務範囲外”と理解しておりましたが、募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日)No.173において“業務範囲内”との回答があったため、改めて確認させて頂くものです。</p> <p>確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.173において既設監視制御設備のメンテ対応は“業務範囲内”との回答がありましたが、“業務範囲外”の誤りでしょうか。仮に“業務範囲内”の場合、既設納入メーカーにメンテ対応を委託してもよいでしょうか。併せて見積徴収に関し、公平性の観点から周南市様で実施頂くことはできないでしょうか。</p>	<p>現行の維持管理業者が行っている通常のメンテナンス(ロール紙やランプの交換、動作確認等)は業務範囲内ですが、定期点検等メーカーが対応するものは業務範囲外とします。</p>
36	要求水準書(案)	既設監視制御装置の修繕及び点検	65	4章	7	7	1)	(コ)	<p>既設監視制御装置の修繕費、点検費は、既設納入メーカーに見積依頼を実施していますが、</p> <p>①修繕に関する費用提出を断られている。 ②点検の実施や価格を約束できない。 ③メーカーの都合等により、点検を辞退する場合があります。 と回答を受けています。 公平性の観点から、既設監視装置の点検及び修繕費は、別途対応としていただけないでしょうか。</p>	<p>既設監視制御装置の点検及び修繕は市で対応します。 技術提案書の様式1-2-3にある、修繕費の年度別内訳表の既設メーカーでしか対応できないものについては、記載不要とします。</p>
37	要求水準書(案)	既設中央監視制御設備の移設	65	4章	7	7	1)	(コ)	<p>既設中央監視制御設備に関して「移設に関しては本事業範囲外とする」との記載がありますが、当該移設に関する範囲として以下①～⑥が全て含まれるという理解でよいでしょうか。また①～⑥に限らず事業開始後の協議により新たに判明した内容も含まれるという理解でよいでしょうか。</p> <p>①装置立下げ・養生作業 ②ケーブル離線作業 ③新管理棟への移設作業(重機等の手配を含む) ④移設後の据付工事 ⑤新設ケーブルの電路工事、ケーブル敷設(電源線、通信線) ⑥新設ケーブルの接続・装置立ち上げ試験</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
38	要求水準書(案)	既設監視制御装置	65	4章	7	7	1)	(コ)	<p>左記記載の「残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲対象外」に対して、2/10質問回答No.174・175では「設備切替え過程での既設監視設備への機能増設や試験は事業範囲内」との回答と読み取れます。後者のみ事業範囲内とした理由について確認します。</p>	<p>市としても既設メーカーへの縛りとなることは避けたいため、契約後、既設監視制御装置の改造等で発生した場合の処置・費用については、間に入り協議は行う認識です。具体的な事例を提示してください。</p> <p>なお、2/10公表の質問No.174に対する回答は、以下のとおり修正します。 ご質問の作業については、原則として業務範囲外ですが、事業者自らが改造する提案は可能です。市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場合は設けませんが、監視制御設備全体が適切に稼働するかどうか確認することが必要と考えていることから、受託事業者が主体的に関わることを期待します。</p>
39	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	<p>背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。</p> <p>確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174、175において、「既設監視制御装置の改造およびI/F試験は業務範囲内」と読み取れますが、「既設監視制御装置の改造は業務範囲外、既設監視監視装置と新設監視装置の対向試験における新設監視装置側の試験は業務範囲、既設監視装置側の試験は業務範囲外」と理解してよろしいでしょうか。既設監視制御装置の改造及び試験を業務範囲に含めることは、既設メーカーに優位であり、公平性に欠けると思われます。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>質問No.174に対する回答は、以下のとおり修正します。 ご質問の作業については、原則として業務範囲外ですが、事業者自らが改造する提案は可能です。市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場合は設けませんが、監視制御設備全体が適切に稼働するかどうか確認することが必要と考えていることから、受託事業者が主体的に関わることを期待します。</p> <p>なお、質問No.175については、回答どおり業務範囲内です。</p>

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
40	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	再質問 背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174、175において、「既設監視制御装置の改造およびI/F試験は業務範囲内」と読み取れますが、「既設監視制御装置の改造は業務範囲外、既設監視装置と新設監視装置の対向試験における新設監視装置側の試験は業務範囲、既設監視装置側の試験は業務範囲外」と理解してよろしいでしょうか。既設監視制御装置の改造及び試験を業務範囲に含めることは、既設メーカーに優位であり、公平性に欠けると思われます。	ご理解のとおりです。 質問No.174に対する回答は、以下のとおり修正します。 ご質問の作業については、原則として業務範囲外ですが、事業者自らが改造する提案は可能です。市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場合は設けますが、監視制御設備全体が適切に稼働するかどうか確認することが必要と考えていることから、受託事業者が主体的に関わることを期待します。 なお、質問No.175については、回答どおり業務範囲内です。 【基本的な考え方:新設側は事業範囲内、既設側は事業範囲外】 既設監視制御装置の改造:業務範囲外 既設監視装置と新設監視装置の対向試験における新設監視装置側の試験:業務範囲内 既設監視装置側の試験:業務範囲外
41	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174において「中央監視制御装置が残置となるが、残置のために必要な機能増設は“業務範囲外”とするとの質問に対し“業務範囲内”との回答を頂いておりますが、既設メーカーに優位であり、公平性に欠けると考えますので再考頂けないでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
42	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	再質問 背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174において「中央監視制御装置が残置となるが、残置のために必要な機能増設は“業務範囲外”とするとの質問に対し“業務範囲内”との回答を頂いておりますが、既設メーカーに優位であり、公平性に欠けると考えますので再考頂けないでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
43	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174において残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とするとの質問に対し、“業務範囲内”との回答を頂いておりますが、ここで“業務範囲外”となる監視制御装置の機能増設は何を想定されていますでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
44	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	再質問 背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.174において残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とするとの質問に対し、“業務範囲内”との回答を頂いておりますが、ここで“業務範囲外”となる監視制御装置の機能増設は何を想定されていますでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
45	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.175において既設高速ろ過動力盤とのFL-Net接続にかかるI/F試験は“業務範囲内”との回答がありましたが、“業務範囲外”の誤りでしょうか。仮に“業務範囲内”の場合、既設納入メーカーI/F試験対応を委託してもよいでしょうか。併せて見積徴収に関し、公平性の観点から周南市様で実施頂くことはできないでしょうか。	誤りではなく、委託は可です。ただし、既設納入メーカーとの協議・調整には市が関わります。
46	要求水準書(案)	監視制御設備	65	4章	7	7	1)	(サ)	再質問 背景・趣旨 既設監視制御設備に関する施工における本業務範囲外/業務範囲内/別途工事の明確化を目的としています。 確認 募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表)No.175において既設高速ろ過動力盤とのFL-Net接続にかかるI/F試験は“業務範囲内”との回答がありましたが、“業務範囲外”の誤りでしょうか。仮に“業務範囲内”の場合、既設納入メーカーI/F試験対応を委託してもよいでしょうか。併せて見積徴収に関し、公平性の観点から周南市様で実施頂くことはできないでしょうか。	誤りではなく、FL-Netは事業範囲内であり、委託は可です。ただし、既設納入メーカーとの協議・調整には市が関わります。
47	要求水準書(案)	既設ループ監視撤去に伴うソフト改造	65	4章	7	7	1)	(サ)	質問事項 2023/2/10公表の募集公告質問回答No.174において、「既設監視制御装置は、各設備をループ監視で接続しているため、設備撤去/切替に伴い、都度、既設監視制御装置のコントローラ撤去に伴うソフト改造作業が発生することが想定されます。それらの作業は全て業務範囲外で対応頂き、現地対応時期、対応回数等は、受注後に市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場を設けて頂くとの考えでよろしいでしょうか。」の質問に対して、「業務範囲内です」との回答となっていました。既設監視装置はループ監視のため、各設備CTRを更新していく際、都度、既設監視制御装置の納入メーカーしかできない『ループの仕舞い作業』が発生します。公平性の観点から別途発注工事で対応いただけないでしょうか。	2/10に公表した質問No.174に対する回答は、以下のとおり修正します。 「ご質問の作業については、原則として業務範囲外ですが、事業者自らが改造する提案は可能です。市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場合は設けますが、監視制御設備全体が適切に稼働するかどうか確認することが必要と考えていることから、受託事業者が主体的に関わることを期待します。」 併せて、ループの仕舞作業、線離作業及びそれに伴うソフト改造は、業務範囲外とします。また、要求水準書(案)に記載している図面も一部修正します。
48	要求水準書(案)	試運転、性能試験の方法・内容	69	4章	8	1	3)	(エ)	試運転時にMBRで処理した処理水は、放流水質の基準を満たしていることを試運転期間中の市の立会検査(現場)において確認できた時点で、引き渡し前の段階であっても、放流を開始してよろしいでしょうか。	原則として、引き渡し前の段階での放流はできません。試運転の対応については、別途協議に応じます。
49	要求水準書(案)	試運転、性能試験の方法・内容	69	4章	8	1	3)	(オ)	試運転に際し必要となる活性汚泥の移送について、隣接する徳山東部浄化センターの余剰汚泥の一部を利用することは可能でしょうか。利用可能な場合、利用に際して、使用量・運転時間等に制約があれば、ご教示ください。	徳山東部浄化センターの汚泥の利用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえた対応が必要であり、基本的には利用不可と考えています。試運転の対応については、別途協議に応じます。
50	要求水準書(案)	既存施設撤去	71	4章	9	3	1) 7)		「市が保有する既存施設図面、概算数量等の資料については開示する」、「既設水処理施設、汚泥処理施設及び管理棟の撤去に伴い機能を喪失し、不要となる配管・配線類は原則としてすべて撤去すること。」とありますが、機械設備工事及び電気設備工事に係る撤去数量の積算根拠に係わる数量計算書等の資料を開示して頂けないでしょうか。	撤去数量の積算根拠に係わる数量計算書等について、市として保有している資料はなく、これまでに公表している資料及び追加の閲覧資料が全てとなります。
51	要求水準書(案)	既存施設撤去	71	4章	9	3	1) 7)		機械設備工事及び電気設備工事に係る撤去数量が分かる資料を開示して頂けない場合、これらの撤去費用の算定が困難です。そのため、今回の事業では撤去工事は土木工事のみ積算するものとし、機械設備工事及び電気設備工事に係る撤去費用は、事業開始後の調査、設計によって把握する数量に合わせて、積算対象とさせて頂くものと考えてよろしいでしょうか。	これまでに公表している資料及び追加の閲覧資料に基づいて、撤去費用を積算してください。
52	要求水準書(案)	既存施設撤去後の仕舞い	71	4章	9	3	3)		施設撤去後の地盤レベルは現況宅盤高さとなっていますが、埋戻しについての貴市の考え方を確認します。	撤去後の埋め戻しについては、既存レベルの高さで行い、沈下や表層の飛散が発生しないように措置をしてください。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
53	要求水準書(案)	既存施設撤去に関する要件 既存施設撤去	72	4章	9	3	7)		背景・趣旨 狭隘な施工エリアを効率的に使用する施工計画を立案するため、以下の点についてご教示願います。 確認 既設水路の一部を新水処理施設用として仮設運用し、既設解体工事をある程度進めた後に正規の水路を構築する計画です。 要求水準を満たし貴市の意図に沿った内容かどうかご確認願います。	要求水準を満たしています。
54	要求水準書(案)	既存施設撤去	72	4章	9	3	13)		背景・趣旨 要求水準書(案)P.72 4.9.3 既存施設撤去の13)に『解体撤去工事で発生する廃棄物を処理、処分する場合は、特に定められた残留ダスト等、ダイオキシン類を含むと思われるもの等の処理、処分は…』とあります。 「募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)」No.180で撤去対象にダイオキシン類を含むものは想定していないとのことですが、今回撤去対象の旧汚泥処理施設内にし渣焼却炉および煙突(一部)があります。 確認 廃棄物焼却炉の解体・撤去作業が発生しますので、ダイオキシン類に関する調査および対策が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。必要な資料に関しては、別途開示します。
55	要求水準書(案)	廃棄物の保管処理、処分	74	4章	9	7	1)	(I)	背景・趣旨 「要求水準書4.9.7 廃棄物の保管処理、処分 1)廃棄物の処理、処分」において「(エ) 鋼材類並びに機器類、電線類は有価物とし、その扱いについては原則、市にて措置を行う」と記載があり、「鋼材、鉄骨等は高圧洗浄で十分に洗浄すること」とも記載がございます。 解体費用算出の精度を高めるため、以下の点について、ご教示願います。 確認 上記、文中の鋼材には鉄筋、地中埋設管も含むと理解してよろしいのでしょうか。	鉄筋は対象外ですが、有価物になる地中埋設管は対象となります。なお、鉄筋については、鉄筋コンクリートとして廃棄物処理する予定のため、事業者の判断で鉄筋とコンクリートを分けても、そのまま処理しても問題ありません。
56	要求水準書(案)	業務の範囲	78	5章	4	2)	(I)		背景・趣旨 要求水準書(案)p.78 5.4 事業の範囲に新汚泥処理施設の維持管理業務が○とされており、「水処理施設への移送は本事業に含む。」と記載されていますが、搬入車両受付・計量以外の新汚泥処理施設の運転所掌を明確にすることで、各参加者の認識を統一する必要があります。 確認 要求水準書(案)では、し尿処理水の移送は事業者となっており、受入は貴市とありますが、水処置施設への移送以外に、脱水機の運転や脱臭施設の運転管理など、し尿処理施設に関する車両受付・計量以外のすべての業務は事業者の所掌となるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。 水処理施設への移送、し渣脱水機の運転管理等、し尿に関わる業務は全て事業範囲外とします。ただし、新水処理施設側でし尿を受け入れる準備や調整等は本事業で行う必要があります。
57	要求水準書(案)	常駐管理体制	79	5章	6	2)	(I)		質問事項 要求水準では、業務は常駐管理とし、24時間対応(2名以上)が行える体制とすること。なお、提案により、2名以上と同程度の管理機能を確保できると認められる場合は、24時間対応(1名以上)も可とする。と変更されたことを踏まえ、以下の点についてご教示ください。 貴市と共創し将来的に管理体制の効率化を図ることで、貴市と市民に貢献したいと考えています。 管理体制の効率化は導入するDXのシステムによりフェーズが異なります。 本事業ではMBRと親和性の高い、遠隔監視、水質監視を導入することを想定しておりますが、将来の効率化を図るためには現状における運転管理上の課題解決が不可欠と考えており、事業範囲外である現有設備の改造に関して検討いただけますでしょうか。	契約後に事業者からの提案により、事業範囲外の現有設備の改造について費用対効果が認められる場合は、事業者提案を採用し、別途工事にて改造を実施することは可能です。 ただし、提案の費用対効果を説明する資料は事業者にて作成する必要があります。
58	要求水準書(案)	常駐管理体制の見直し	79	5章	6	2)	(I)		将来的に事業範囲外現有設備の課題が解消され、自動制御及び遠隔操作が確立できた際、維持管理契約の変更を含めた常駐管理体制の見直しについて協議させていただくことは可能でしょうか。	協議の対応は可能です。

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
59	要求水準書(案)	既存施設の修繕	84	5章	9	2	2)	既存施設の修繕業務費(3,300万円/年を計上)に該当する業務内容および既存施設の修繕業務費の運用ルール(具体的なフローとリスク分担)について確認させてください。	<p>既存施設の修繕(税込み3,300万円/年)に含まれる業務は(1)①のみであり、②③に記載のメーカ点検や清掃業務は市側で別途発注します(ただし、徳山中央浄化センターの清掃業務に関しては本事業範囲内として事業者が行うこと)。なお、②③のみならず汚泥処理設備のメーカ点検や修繕等、市側で別途発注する業務(本事業範囲外の業務)に関しては、一覧化して別途提示します。</p> <p>(2)既存施設の修繕業務の運用ルールは、ご理解のとおりです。また、(2)③で示す市側の判断で修繕未実施となったことに起因して発生するリスク(要求水準逸脱、費用増大等)は市側で担います。</p> <p>(1)既存施設の修繕 ①メーカ(再委託)による修理 DVDデータの「中央TC振分_修繕費」シート参照 ②メーカ点検(各年度で委託料実績が異なる以下メーカ点検) 中央監視制御装置、非常用発電機、計装設備、主ポンプ、送風機設備等 ③清掃業務(適宜実施する槽内清掃) 洗浄槽清掃、初沈清掃、消化設備地下ピット清掃等</p> <p>(2)既存施設の修繕業務の運用ルール ①年間運営計画書提出時、又は異常発見時に修繕の必要性を事業者で判断 ②以下書類を事業者から市へ提出 ・点検結果(修繕の必要性を判断した情報) ・修繕見積書(事業者発行) ・3,300万円/年の使用状況 ③市側で修繕実施有無を判断 ④修繕実施する場合、事業者で修繕を実施し、修繕結果を事業者から市へ報告 修繕未実施の場合、事業者で経過観察</p>
60	要求水準書(案)	既存施設の修繕	84	5章	9	2	2)	<p>背景・趣旨 電気設備点検費の取り扱いについて明瞭化が必要と考えます。</p> <p>確認 現行業務(資料「中央TC費用振分」参照)における中央監視設備定期点検業務及び非常用発電機点検業務は、水処理施設の電気設備点検費だけでなく、汚泥処理施設及び江口ポンプ場の電気設備点検費も含まれているのでしょうか。仮に、含まれていない場合は、汚泥処理施設及び江口ポンプ場に関する電気設備の点検費の実績をご教示願います。加えて、新汚泥処理棟において想定される電気設備点検業務費がありましたらご教示願います(メーカー名及び仕様等をご教示願います)。</p> <p>また、現行業務(「中央TC費用振分」参照)における中央監視設備定期点検業務及び非常用発電機点検業務は、本事業において、既存施設の修繕にかかる費用(33,000,000円/年 税込)に含まれるのでしょうか。</p>	<p>前段について、新汚泥処理施設及び江口ポンプの電気設備点検も事業範囲内に含まれます。新汚泥処理施設の電気設備点検の内容は、現時点では不明です。</p> <p>後段について、水処理施設、江口ポンプ場及び新汚泥処理棟の中央監視設備定期点検業務及び非常用発電機点検業務は、事業範囲外とし、別途市から発注します。※新設で改築した電気設備については、事業者側で必要と考える点検費用を計上してください。</p>
61	要求水準書(案)	火災保険	85	5章	11	3		<p>背景・趣旨 費用計上において加入する保険を想定する必要があります。</p> <p>確認 受託者が建設する管理棟などの建築物について、運営期間の火災保険は貴市で加入されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
62	要求水準書(案)	主要機械設備概要	97	別紙2	別表2-2			<p>背景・趣旨 要求水準書(案)p97 別表2-2で故障中記載などの機器リストがありますが、これら故障中の機器の事業引渡し時の状態について、運転管理開始期間中に修繕をする必要があるか確認です。</p> <p>確認 上記の故障中の機器(2系沈砂池設備1号沈砂掻揚機ダブルチェーン式バケットコンベアおよびNO.1沈砂搬出機トラフ形ベルトコンベア)がありますが、事業開始前に機能修復が完了してからの引渡しとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>現在は使用していない設備であるため、事業開始後、必要に応じて市側で修理を行います。</p>

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
				別紙 4-3	別表 4-1 4-2-1 4-2-2 4-3 4-4					
63	要求水準書(案)	外注している分析項目	122	別紙 4-3	別表 4-1 4-2-1 4-2-2 4-3 4-4				要求水準書(案)の別表4-3、4-2-1、4-2-2、4-3、4-4に記載の分析項目のうち、外注している分析項目についてご教示いただきたくお願いします。また外注以外の項目については、運転従事者が分析機器を用いて現地で分析測定していると想定されますがその分析項目について合わせてご教示ください。	計量証明事業者以外注している項目及び運転従事者が分析機器を用いて測定している項目について、分類表を別途開示します。
64	要求水準書(案)	ガス試験項目と基本的な測定回数	124	別紙 4-3	別表 4-3				背景・趣旨 徳山中央浄化センターの入札結果情報(件名:徳山中央浄化センター外大気分析業務)において「作業環境測定」が記載されていますが、本事業の要求水準書案には明記がありません。業務範囲を明確にする必要があります。 確認 作業環境測定の測定方法については「検知管」と記載されているため、本事業においてはこれに倣って自主的な測定を行うという理解で宜しいでしょうか(計量証明不要と考えて宜しいでしょうか)。	計量証明が必要となるため、要求水準書を修正します。
65	優先交渉権者選定基準	優先交渉権者選定基準	10	別表	(1)	Ⅱ	6	1	背景・趣旨 評価視点の一つに「補償費の削減に対して具体的に述べられているか」とあります。 確認 補償費とは、本事業において第三者へ与える影響(振動・騒音や地盤沈下)により発生する補償費用の削減方策を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	優先交渉権者選定基準	優先交渉権者選定基準	14	別表	(2)				背景・趣旨 優先交渉権者選定基準P14に「地域への貢献(市内在住者の雇用及び市内経済への貢献)の点数化方法」が記載されています。 確認 事業開始時点の雇用割合及び発注割合ではなく、全事業期間を通じて評価頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 またその場合、27年間地元雇用を証明するものは無いですが、提示した計画を要求水準とすることで、特に証憑は無くても評価いただけるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、証憑がなくても問題ありませんが、市が実施するモニタリング時に記載内容を満たしていない場合、ペナルティが発生する可能性があります。
67	優先交渉権者選定基準	市内在住者の雇用	14	別表	(2)	①			地域への貢献(市内在住者の雇用)の評価内容には「市内在住者の雇用割合」とあります。正規雇用や人材派遣等の就業形態を問わず、維持管理業務に従事する者が市内在住者であれば「市内在住者の雇用割合」に見積りよという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	優先交渉権者選定基準	優先交渉権者選定基準	14	別表	(2)	②			背景・趣旨 事業提案に関する様式集 様式Ⅳ-2の市内経済への貢献において、2次下請けでの市内業者活用も考えております。その場合、2次下請けへの発注額は評価対象額(発注割合)に含まれるか確認するものです。 確認 現地施工で市内企業の活用を行う場合、「市内企業への分担額」は1次下請業者以下(2次下請業者以下も含む)で活用する全ての業者が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。(例えば、1次が市外業者、2次が市内業者となった場合も分担額に含まれるか。)	2次下請けも含めたすべての下請けが評価の対象です。ただし、1次、2次がどちらも市内企業の場合、記載する金額に関して重複がないようにしてください。
69	基本協定書(案)	SPCの業務範囲	2	第2条	1	(11)			「SPCは本施設の維持管理業務の実施のみを目的として本件株主により設立される特別目的会社」とありますが、貴市と事業者が別途合意することを前提に、本事業以外の業務を実施することが可能という理解でよいでしょうか。長期の事業期間中における事業環境の変化が見込まれるため、より合理的な下水道事業運営のために上述の余地を残しておく建付けが望ましいと考えています。	SPCが本事業以外の業務を実施することは原則不可と考えますが、優先交渉権者との契約協議において別途検討します。
70	維持管理業務委託契約(案)	維持管理業務委託契約約款(案)	2	第4条	2				契約保証の掛け方についてはいくつかのパターンが想定されます。 ①1年毎に保証が必要となり、各年度委託料予定の10%の保証が必要。 ②複数年(最大5年)纏めて保証可能で、各年度の委託料予定額の総額に対する10%の保証が必要。 ③複数年(最大5年)纏めて保証可能で、各年度の委託料予定額のうち、最大金額となる年度に対する10%の保証が必要。 上記3パターンを想定されているのかまた別のものを想定されているのかご教示をお願いします。	2/10公表の質問回答No.545のとおり、複数年の更新を認めます。維持管理委託契約書(案)の修正はしません。保証金の額は、当該契約書(案)のとおり、委託料の総額を25で除した額の10分の1以上とします。

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
71	維持管理業務委託契約(案)	業務実施計画	4	第14条				<p>背景・趣旨 基本協定書において「維持管理業務委託契約を令和6年1月を目途に作成すること」とあり、更に維持管理業務契約書においては「受注者は、本契約締結後30日以内に、要求水準書等及び本件提案に従って、維持管理業務の期間(以下「維持管理期間」という。)中の維持管理業務の履行に係る業務実施計画を定めて発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。」とありますが、習熟期間が令和6年7月1日から令和6年9月30日までと設定されている中で、業務習熟が行われない中で計画書作成は困難であると思われます。</p> <p>確認 業務実施計画の作成について、作成期間を習熟期間中(例:履行開始前1か月程度)にして頂くことは可能でしょうか。上記内容が認められない場合、業務実施計画について要求水準の遵守および提案内容の履行計画のみを作成する内容として頂くことは可能でしょうか。</p>	基本協定書等に記載のとおり作成し、提出してください。その後、習熟期間中に計画内容を改定する運用としたいと考えています。
72	維持管理業務委託契約(案)	既設流用時の条件設定	9	第33条				<p>既設流用の場合には事業終了時に相当の経年劣化が想定されます。引渡し時における躯体の健全度評価のため、中性化試験やひび割れ調査は必要でしょうか。また要求水準書図2.2における再構築対象施設を流用する場合には、様式1-2事業計画(3)の50年間の長期シミュレーションに躯体の再構築費用の計上は必要という理解でよいでしょうか。</p>	前段、後段共にご理解のとおりです。要求水準で求める性能を確認するため、流用した既設に関しては、中性化試験やひび割れ調査を行ってください。
73	維持管理業務委託契約(案)	薬品燃料費(汚泥処理施設設備)	26	別紙3	2	(1)		<p>募集要項等に関する質問回答(令和5年2月10日公表分)のNo.624において、薬品燃料費(汚泥処理施設)については「当該年度に実際に要した費用を確認する方法は、別途事業者と調整します。」とあります。スムーズな事業運営を実現するため、薬品燃料費の確認方法や精算方法について、明確にさせていただきたくお願いします。</p>	薬品燃料費の精算については、使用量と単価を管理する必要があります。使用量に関しては、市と事業者で合意した方法で管理していくべきと考えており、具体的には事業開始後の協議により決定します。単価に関しては、事業者が提示した単価を使用する予定です。
74	維持管理業務委託契約(案)	委託料の改定	28	別紙3	3	(1)	1	<p>「物価指数の適用について、著しく実態と乖離する事態となった場合、用いる指標の見直しを受注者が発注者に提案することを認める」とありますが、「著しく実態と乖離」との「実態」の考え方について、貴市の考え方を確認します。(同項記載の当該指数といわゆる電工単価との乖離が大きくなった場合を想定してもよいか)</p>	受注者が説明した上でその妥当性が認められれば、物価指数を受注者が発注者に提案することは可能です。(電工単価など)また、業務が開始した時点で協議をすることも可能とします。
75	維持管理業務委託契約(案)	最終年度に急激なインフレ・デフレが生じた場合	28	別紙3	3	(2)		<p>最終年度(令和31年度)に急激なインフレ・デフレが生じた際は、発注者又は受注者は委託料改定について協議を要求することができるの理解でよいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
76	提案書類記載要領及び様式一覧	施設計画図面集	7	第2	4	(4)	表4.4	<p>「下表の図面目録(参考)であげた図面を網羅した上で、提案施設の概要が把握できる図面を作成すること」と記載があり、表4.4にて参考図面目録を記載いただいております。要求水準書チェックリストにおいて要求水準を満足した技術提案であることを確認できる場合、表4.4に記載の一部図面の提出を割愛することは可能でしょうか。</p>	一部の図面を割愛するのは応募者判断で問題ありませんが、基礎審査において要求水準を満たしているかが読み取れない場合、要求水準逸脱となることに留意してください。
77	様式集	事業提案に関する様式集	様式IV-1					<p>背景・趣旨 事業提案に関する様式IV-1に業務開始1年前から周南市在住者が条件として記載されていますが、現実事業者が圧倒的に有利な状況となってしまいます。</p> <p>確認 業務開始時に周南市在住者であれば地元雇用として認めていただけないでしょうか。提案としては、履行開始時に向けて、一部従事者を他市他県から移動(住民票も周南市内に登録)させ、履行開始時までに周南市内に居住させると計画しています。</p>	貴重な意見として、前向きに検討します。修正があれば、正式回答時に公表します。
78	様式集	事業提案に関する様式集	様式VI-2-2					<p>背景・趣旨 様式の意図についてのご確認です。</p> <p>確認 保守管理業務費の内訳に「汚泥処理の維持管理に係る経費」と記載がありますが、汚泥処理の維持管理業務について具体的な業務内容をご教示願います。もし上記内容が分かる資料がありましたら、御開示願います。</p>	汚泥処理棟の建築・土木・機械・電気設備(屎処理設備を除く)の保守・点検・維持・運転にかかる業務です。

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
79	要求水準書(案)に関する質問回答(令和4年10月28日公表)	要求水準書(案)に関する質問回答(令和4年10月28日公表)	6	No.70				「焼却施設の調査において、ダイオキシン類がないことを確認しているため、各種届出等一覧表に記載していません」との回答がありますが、その調査記録を開示いただくことは可能でしょうか。また、流入汚水、処理汚泥などについてのダイオキシン類有無の検査結果はありますでしょうか。汚水流入範囲にダイオキシン類の発生が懸念される特定施設は存在するか否かも含めて、ご教示ください。	後日開示します。
80	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	1	No.3				「要求水準書(案)P.83の5.9.2に記載の内容を基本とし、改築・更新や大規模修繕等は市が実施するものと考えています。」と回答を頂いておりますが、大規模修繕の定義をご教示ください。	ストマネ計画に位置づけた4条予算の修繕としています。周南市で今後ストマネ計画を作成する時には、維持管理事業者とすり合わせしながら作り上げていくものと考えています。
81	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	調査基準額等の設定	3	No.28				募集要項等に関する質問回答No28において「要求水準を満たす異なる複数の提案が想定され、適正な算定が困難であるため、調査基準額等を設けておりません。」とあります。要求水準書(案)における自由度が高いことから調査基準額等の算定が困難であることは理解しておりますが、一方で調査基準額等を設定しないことによりダンピング受注が許容され、その場合に本事業の品質確保に多大な支障を及ぼす懸念が生じると考えます。「ダンピング対策の強化」については国土交通省より度重なる通達がでていこともふまえ、調査基準額等の設定について改めてご検討いただきたくよろしくお願ひします。	調査基準額等については設定する予定はありません。ただし、ダンピング対策のため、安価な見積金額が提示された場合は、ヒアリング等により当該見積金額の妥当性を確認する予定です。
82	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	リスク分担	6	No.62				背景・趣旨 令和5年2月10日に公表された参加資格以外の質問回答No.62にて「実施方針修正版のp.15 第3 1.(2)想定されるリスクと責任分担については、設計・建設工事請負契約書へ反映される」との回答があります。 確認 現在公表されている、設計・工事請負契約書(案)には、上記リスク分担表が添付されておられません。 優先交渉権者選定後の契約時には、「実施方針修正版別紙2リスク分担表」が添付されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表の内容は設計・建設請負契約の各条文中に記載されているため、リスク分担表を別に添付する予定はありません。
83	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	部分承認 部分着工	6	No.65				部分承認による現地部分着工は原則として認めない予定との質問回答ですが、当事業の工事規模と他工種に亘る工事内容を勘案すると、詳細設計も段階的に進められた方が効率的とも考えられます。この点についての貴市の考え方を確認します。	全体設計(例えば基本設計)が全て終了し、個々の施工区分(工事ロード)を分け、個別に詳細設計を実施する方法については認めます。ただし、撤去工事に際し、新設の建築工事に関する仮設土留め工とみなされるものは、確認申請の観点から認められません。
84	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	全体事業工程立案における汚泥処理施設の先行撤去	6	No.65				質問事項 募集要項等に関する質問回答(2月10日公表)No.65にて「部分承認による現地の部分着工については、原則として認めない予定」と回答をいただいておりますが、詳細設計完了・承認前に、機能として不要となっている「既設汚泥処理施設」の撤去設計を完成させ、現地撤去作業を先行着手する事業工程としてよろしいでしょうか。	全体の基本設計(見直し)が完了していること、かつ既設汚泥処理施設の撤去設計が完了し、市が承認済みであれば、既設汚泥処理施設の現地撤去作業に着手することは可能です。
85	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	杭基礎の撤去	7	No.72				既設の杭基礎は全撤去を見込むとのことですが、既存図面で確認できなかった分の精算の考え方や残置の判断基準、PSC算定の取扱について確認します。	杭基礎は全撤去を基本としますが、既存図面で確認できなかった杭については、精算対象とします。また、杭の残置は、周辺への影響が見込まれると判断される場合等において協議に応じます。
86	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	7	No.72				質問回答No.72に「～杭を含む撤去は精算対象となります。～なお、PSC算定時に撤去数量を想定した計算書を別途開示します。」とあります。これは、PSC算定時の撤去数量に記載されている数量については、設計・建設業務の上限価格内に見込んでいるが、記載のないものについては見込んでいないという解釈でよろしいでしょうか。つまり、記載のない構造物の撤去工事費(杭を含む)は、追加変更対象となる(今回の設計・建設業務費に含まなくてよい)という理解でよろしいでしょうか。設計・建設業務上限価格との関係性も含めてご教示ください。	追加開示した「PSC算定時に撤去数量を想定した計算書」に記載のない施設についても、記載のある近接施設を含む形で、すべて撤去数量を見込んでいます。具体的には、「汚泥貯留槽」、「汚水処理施設脱臭設備」、「汚泥処理施設 建屋」はNo.19の汚泥処理施設に含んでおり、「塩素滅菌室」は塩素混和池に含んでいます。「管理本館 建屋」、「管理制御室(監視制御室) 建屋」の建築建屋はCo数量の記載はしていませんが、別途延床面積として計上しています。従って、今回の撤去工事費は、当該開示資料に記載してあるとおり、杭数量本数の総合計(919本)、Co数量土木の総合計(7,850m ³)として見積りを行ない、現状、確認困難な地中部を中心とした部分については、質問回答とおり、増額、減額も含めて精算対象と考えます。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
87	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	既設管渠の耐震化要否	8	No.79					耐震性能の確保が必要な施設は合流改善施設から塩素混和池までの水路(導水渠)であり、既設流入渠や放流渠は既設流用が可能であるとの理解でよいでしょうか。ご回答の「前段」、「後段」の解釈が難しく確認させてください。	ご理解のとおりです。
88	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	既設流用時の条件設定	13	No.125					平成13年の道路橋示方書への塩害対策の追加により本浄化センターの躯体に求められる最小かぶりは90mmとなりますが、既設躯体のかぶりは50~70mm程度と考えられ、塩害対策基準を満たしてはおりませんが、質問回答でいただいた通り、「所定の年数以上使用できる状態」であれば特に補修は不要という理解でよいでしょうか。 また、所定の年数というのは、想定目標耐用年数(躯体75年)以上、又は耐震補強から20年(処分制限期間)以上供用できる状態で、尚且つ、業務終了の令和32年まで供用可能な年数という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段共にご理解のとおりです。 ただし、所定の年数以上供用する場合は、供用できる根拠を示してください。
89	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	既設流用時の条件設定	13	No.125					既設の水処理施設においても中性化の進行が想定されるため、既設躯体流用時の対応について確認させてください。 ①現況において中性化深さが鉄筋まで到達し、鉄筋が腐食していた場合は、劣化部コンクリートと腐食鉄筋を撤去し、鉄筋の復旧と断面修復が必要でしょうか。 ②事業終了時までの中性化予測を行い、中性化深さが鉄筋まで到達しないようなかぶりの確保が必要でしょうか。 ③既設躯体の健全性評価のために中性化試験及びびびり割れ調査が必要でしょうか。	①~③全てご理解のとおりです。 所定の年数以上供用する場合は、③における調査・試験を行い、供用できる根拠を示してください。
90	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	試運転の電源	16	No.163					試運転時の電源は事業者側で確保することですが、一時的な試運転にてトクヤマとの契約電力750kWを超える場合において、事業者側で電力会社から電源を別途引き込むことの可否と、その場合の費用負担の考え方について確認します。	現況では、契約電力750kWに対し350kW程度で運用しているため、電力会社から別途引き込みまでが発生するとは想定していませんが、必要電力について㈱トクヤマと協議することは可能です。
91	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	作業員控室	19	No.189					背景・趣旨 業務準備期間中は、作業員控室を借用可能との回答(募集要項等に関する質問回答No.189)をいただいておりますが、基本契約締結(令和6年1月)までにSPOを設立する必要があります。設立から業務準備期間の開始日(令和6年7月1日)までの間はSPOとして常駐はしませんが、徳山中央浄化センターに拠点となるスペースが必要であると考えます。 確認 SPO設立時から習熟期間までについても、作業員控室等を借用可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。旧汚泥処理棟の事務室を想定しています。
92	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	脱水ケーキ含水率超過時の対応	22	No.231					募集要項等の質問回答No.231において「表5.5に記載の汚泥処理運転の要求水準として汚泥脱水ケーキ含水率:76.0%と記載ありますが、流入下水の水質が要求水準書p79表5.3の記載値を超過する場合は、事業者は76.0%を遵守する努力はするものの、ペナルティとはならない、という理解でよろしかったでしょうか。」という質問に対して「ご理解のとおりです。」と回答をいただいております。流入水量及び水質が要求水準の範囲内であっても、汚泥処理設備の性能に起因して脱水ケーキの含水率が76%を超えた場合は事業者の責ではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、原因が汚泥処理施設に起因することが確認できる場合に限りです。
93	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容) (令和5年2月10日公表)	運用開始時の分析機器	23	No.246					故障等により運用できない分析機器がある場合は、維持管理期間開始前に貴市にて修繕等を実施いただき、分析測定が可能な状態にしていたらという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
94	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	既存施設の修繕費用(活性炭交換費用)	24	No.258					既存施設(汚水ポンプ棟、濃縮機棟、汚泥処理棟、既設水処理施設、江口ポンプ場)に関わる活性炭交換費用は、既存施設の修繕費用に関わる経費(33,000,000円(税込))に該当するという理解でよいでしょうか。	活性炭交換費用に関する対象施設は、①汚水ポンプ棟、②濃縮機棟、③汚泥処理棟、④江口ポンプ場の4箇所です。 ①と④に関しては、活性炭の購入及び処分は市側の負担としますので、事業者は交換費(作業費)のみを計上してください。 ②と③に関する活性炭交換費用は、「汚泥処理施設設備に関する薬品燃料費(税抜き17,509,090円/年)」に含むこととします。 なお、実績として過去5年間は活性炭の交換をせずに運用しています。
95	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	騒音・振動測定業務	27	No.293					背景・趣旨 業務範囲の確認です。 確認 募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)のNo.293において、環境保全のため、運営期間中も悪臭、騒音、振動に関して計量証明を取得する必要があると記載されています。 ですが、「中央TC費用振分」には騒音・振動測定について記載がありません。 また、要求水準書(案) p12では、騒音、振動に関する規定は江口ポンプ場のみ記載されています。 本事業において、騒音・振動測定は江口ポンプ場のみ実施するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、参考までに過去5年間における、騒音・振動測定業務の仕様書、発注先及び発注金額をご教示願います。	ご理解のとおりです。ただし、過去5年間における騒音・振動測定業務の実績はありません。江口ポンプ場の改築・更新は事業範囲外であるため、原則として測定不要と考えています。
96	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	提案書類の記載ルール	62 63	No.651 No.659					募集要項等に関する質問回答No.651においては「副本については、構成企業、協力企業のみならず、再委託企業を含む一切の企業に関して、企業名を特定できる表現は認められない」とありますが、No.659では「添付資料においてはその限りではない」という回答であり、齟齬が生じていると思います。提案書類記載要領及び様式一覽p.2の表3.1にある提出書類の内、正本以外については、構成企業、協力企業のみならず再委託企業を含む一切の企業について企業名を特定できる表現は認められないという理解でよいでしょうか。提案書類の記載ルールの明確化のために確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。質問回答No.659を修正し、副本は添付資料を含め、一切の企業について企業名を特定できる表現は認めないこととします。 質問回答No.659の修正 修正前:ご理解のとおりです。 修正後:副本は添付資料を含め、一切の企業について企業名を特定できる表現は認めないこととします。企業名・マーク等については、マスキングをしてください。
97	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	提案書類の記載ルール	63	No.660					募集要項等の質問回答No.660において、「副本については企業名やマーク等の表示が不可となっております。提案書作成の合理化のため、正本も副本も入札参加資格審査をした企業名は記載せず「設計企業A」等と表示し、正本のみ表紙の次に代表企業は■■■会社(代表企業)～の企業名を記載した参加企業対応表を添付することをお認めいただけますでしょうか。」という質問に対して、「原案のとおり、正本では企業名を明示し、副本では応募者が特定されるような具体的な企業名称は明記せず、設計企業A等、アルファベットや数字を使って表現してください。」と回答があります。 正本と副本で構成企業等の表記を変えることにより、各様式の枚数に収めるために正本と副本で一部記載内容の変更が生じること、またイラストを2パターン作成する必要がある等、提案書作成作業が煩雑になります。そのため正本のみ表紙の次に「代表企業Aは■■■会社、構成企業Bは□□会社等の企業名を記載した企業名対応表」を添付することを改めてお認めいただけないでしょうか。	ご提案の運用であっても事業者選定に支障はないと考えますので、質問回答No.660を修正し、応募者名・企業名対応表の添付を認めます。 質問回答No.660の修正 修正前:原案のとおり、正本では企業名を明示し、副本では応募者が特定されるような具体的な企業名称は明記せず、設計企業A等、アルファベットや数字を使って表現してください。 修正後:ご提案の運用であっても事業者選定に支障はないと考えますので、正本において応募者名・企業名対応表の添付を認め、応募者名・企業名について副本同様の表記方法を認めることとします。
98	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	既設を流用する場合の年度別内訳表	67	No.704					募集要項等の質問回答No.704では「様式1-2-3(別添1、2)の年度別内訳表では、躯体や建屋などの土木・建築設備は考慮する必要はない」という主旨のご回答がありますが、既存の土木躯体を流用する場合は土木設備の更新費及び大規模修繕費を年度別内訳表に記載する必要があるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、既存施設を流用するしないに関わらず、土木・建築設備の更新費及び大規模修繕費については、年次別内訳表に記載してください。
99	募集要項等に関する質問回答(参加資格以外の内容)(令和5年2月10日公表)	修繕費の取り扱い	70	No.739					「修繕履歴が33,000千円を大幅に下回る状況により、支払額の見直しが必要と思われる場合には、翌年度の予算について協議する」、「大幅」の定義はお示しいただけないとのことですが、「支払額の見直しが必要と思われる場合」について例えばどのような状況を想定されているか、貴市の考え方を確認します。	翌年度の予算計上のために作成していた修繕計画と実績との乖離が著しい場合等を想定しています。実際に見直しをするかどうかは、協議のうえ決定します。なお、受注者の創意工夫で削減できた縮減幅については、原則として包括的民間委託のメリットとして減額はしない方針です。
100	提供資料	DVD12枚組開示資料		DVD_1					【07その他】の中の『アスベスト調査表.pdf』は今回工事で解体する施設にはアスベストは無いとの解釈でよろしいでしょうか。もしくは、提案書提出時点ではアスベストがないものとして計画し、受注後の撤去設計において試料採取箇所および検体数も含め協議し、調査を行なって、検出された場合は、設計変更協議するという解釈でよろしいでしょうか。御教示ください。	後段の内容(「もしくは」以降)について、ご理解のとおりです。

No.	資料	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
101	提供資料	DVD12枚組開示資料		DVD_1				【06「要求水準書(案)に関する質問・回答」追加資料】中の『No.335_20190121_土地形質変更届出書(抜粋).pdf』、『No.335_20210615_土地形質変更届出書(抜粋).pdf』、『No.335_土地形質変更届出書の県受理(土壌汚染のおそれなし).pdf』の3つの資料は、現在先行して築造中の新汚泥処理施設を建設するエリアだけが該当すると見受けられますが、今回の新水処理施設築造エリア(旧汚泥施設撤去エリア・旧水処理施設撤去エリア)の土地形質変更届出書の提出と土壌汚染結果についてはどのような状況かご教示ください。	本事業の対象エリアについては、事業者選定後に届出をする予定としています。また、その結果、「土壌汚染のおそれあり」となった場合は、調査・対策も含めて設計変更対象となります。
102	提供資料	外注業務の公表額		事業者提供資料1/12	02運転管理	ユーティリティ	R2中央TC費目振分	外注業務についてご提供いただいた資料と入札結果の金額が一致しない項目があります。この理由をご教示いただきたくお願いします。	入札結果には、江ロポンプ場の保安管理業務分が含まれているため、公表資料の値と異なっています。本事業範囲は、徳山中央浄化センターと江ロポンプ場の両現場における保安管理業務が含まれているため、入札結果の値を参考にしてください。
103	提供資料	重油使用量		事業者提供資料1/12	02運転管理	光熱水費	光熱水費整理	2020年度の重油使用量実績が2019年度と比較して大きく下回っております。この理由及び今後もこの傾向が継続される予想なのかについてご教示ください。また2021年度の実績もご教示をお願いします。	本件はLPガスの使用量かと思っておりますので、その前提で回答します。LPガス使用量の2020年度実績が2019年度と比較して大きく下回っているのは、ボイラーの稼働を停止したことが要因と思われるので、2020年度の実績値を参考にしてください。
104	提供資料	水道使用量		事業者提供資料1/12	02運転管理	光熱水費	光熱水費整理	中央浄化センターにおいて2019年度以降水道使用量が下がっております。江ロポンプ場に関しても2018～19年度の使用量が増となり、2021年度より減となっております。この理由及び今後もこの傾向は継続する予想なのかについてご教示ください。また2021年度の実績もご教示をお願いします。	本件は中央浄化センターの使用量かと思っておりますので、その前提で回答します。2019年度までは漏水が発生していたため中央浄化センターの水道使用量が多くなっています。2020年度以降は漏水対策を行ったため、2020年度の実績値を参考にしてください。
105	提供資料	事業範囲						背景・趣旨 公表資料「中央TC費用振分」をH27～R2まで公表していただいたが、委託先が不明です。 確認 本資料のシート「委託料」に記載されている分析業務、中央監視設備定期点検業務、窒素・りん自動測定器保守点検業務、消防用設備点検業務、非常用発電設備点検業務、剪定業務の委託先及び発注仕様書を参考までに過去3年分ご教示願います。 また、「周南市各浄化センター一般廃棄物収集運搬処理業務」は本業務対象でしょうか。対象となる場合、徳山中央浄化センターにおける当該項目の内容及び費用実績をご教示願います。	別途公表します。
106	提供資料	既存施設の保守点検業務						背景・趣旨 資料「中央TC費用振分」をH27～R2までご教示頂きましたが、本資料のシート「委託料」に記載されている窒素・りん自動測定機保守点検業務について、令和2年度に記載がございません。 確認 窒素・りん自動測定機保守点検業務については、本業務の対象となる業務でしょうか。	本業務の対象となります。 令和2年度に記載がないのは、令和元年度に機器を更新し、令和2年度に保守点検を発注していないことによるものです。 なお、該当機器は今回事業にて流用可能です。
107	提供資料	過去の建設工事における実施内容						特に土留め等の仮設について、提示資料に過去建設工事の施工計画書はありますが、施工計画と実施で内容や数量が大きく変わったものを確認する方法は無いか確認します。	当時の施工結果は記録として確認できないため、現在提供している資料以上の情報はありません。
108	その他	新汚泥処理施設の図面						背景・趣旨 新設監視装置を検討するにあたり、依頼するものです。 確認 現在施工中の新汚泥処理施設の図面(承諾図、完成図書等)を開示願います。 ※開示いただいた各種資料には委託設計資料しかありませんでした。	承諾図を開示します。

No.	資料	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
109	その他	閲覧資料							<p>背景・趣旨 長期事業計画の作成や非常時の対応の提案に必要と考えます。</p> <p>確認 ・整備履歴、故障報告書 ・月・年点検表 ・精密試験結果 ・江口ポンプ場し渣・沈砂搬出記録/週報 ・年間業務工程表 ・幹線図などが分かる下水道台帳 ・これまで幹線からの溢水の有無などがわかる資料の開示をお願いします。</p>	<p>可能な範囲で、以下の資料を開示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕台帳、故障報告書(過去3年分) ・月報 ※「月・年点検表」「江口ポンプ場し渣・沈砂搬出記録」の内容を含む ・幹線図などが分かる下水道台帳 ・精密試験結果(外注水質分析) <p>なお、「これまで幹線からの溢水の有無」については、以下の2件があります。 ①平成20年頃、徳山1号遮集幹線が満水となり、マンホールからの空気噴出により、路面上の雨水が噴出した。 ②平成26年頃、江口晴海圧送幹線において、空気弁が詰まって汚水が溢水した。弁を交換済み。</p>
110	その他	ユーティリティの調達							<p>背景・趣旨 現状の燃料調達実績を把握させて頂きたいです。</p> <p>確認 参考までに、直近5年間における徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の各種燃料の調達内容(種類及び量)、調達額、調達先をご教示願います。</p>	別途公表します。
111	その他	保守点検業務							<p>背景・趣旨 新汚泥処理棟の点検費用把握のためのご確認です。</p> <p>確認 新汚泥処理棟に設置予定の空調設備及び消防設備の台数をご教示願います。</p>	配布済DVDの内容(平成30年度の設計資料)をご参照ください。
112	その他	既設2系水処理施設の有効利用							<p>質問事項 既設2系水処理施設について、合流改善施設等の改修工事期間中を想定し、既設2系水処理施設を残置し、一時貯留池として有効活用することは可能でしょうか。その際、断面修復及び防水工事等の改修の上、耐震補強をせず、利用可能でしょうか。</p>	既設2系水処理施設の利用は可能ですが、利用する場合は耐震補強を実施する必要があります。
113	その他	徳山中央浄化センターでのドローン撮影							<p>質問事項 本事業のパス作成で活用するため、徳山中央浄化センターにて、ドローン撮影を実施させていただけますでしょうか。</p>	ドローンの撮影について、アドバイザー企業にて撮影したデータ(配付済DVD内のデータ)を事業者にて確認し、追加が必要な場合に限り撮影を許可します。事業者にて追加で撮影する場合は、事業者の責任にて周辺との調整をお願いします。
114	その他	総合試運転							<p>背景・趣旨 工程検討において期間、費用を算出するために確認させて頂くものです。</p> <p>確認 水処理設備建築後、機械・電気 of 総合試運転期間については請負者Gで判断設定してよろしいでしょうか。(客先で制約条件があるか)</p>	ご理解のとおりです。特段制約はありません。
115	その他	競争的対話							<p>今のところ対話の議題としては以上になりますが、今後計画を進めるにあたり、こうした対話でどうしても確認したい内容が出て来ないと限りませんので、第3回の対話を任意で申請できることを要望します。もちろん申請期限を設定頂くことが前提です。</p>	競争的対話実施要領に「進捗状況により、第3回を開催する場合がある。」と記載しており、議題は今回(第2回)までに提示するよう通知しているため、第3回の対話の任意の申請は受付できません。